

風評対策強化指針

はじめに

東日本大震災の発災から続く風評被害を払拭するため、復興庁において、平成 25 年度予算を中心に各府省庁における取組を取りまとめた「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ（以下、「対策パッケージ」）」を平成 25 年 4 月に公表し、11 月にフォローアップを行い、福島県産農産物等の購入意欲の増加、各国における輸入規制緩和・撤廃の拡大及び東北 6 県における観光入込客数の低減傾向の鈍化や回復等の一定の効果が現れていることを確認した。

平成 25 年 8 月に福島県内の区域見直しが全域で完了し、平成 26 年 4 月には福島県田村市が避難指示区域を解除する等、福島復興・再生は新たなステージを迎えている中で、発災から 3 年が経過した今も、未だに根強く残る風評被害の現状に鑑み、取り組むべき施策を以下の観点から体系的に整理し、風評対策の強化を図るため「風評対策強化指針」を取りまとめた。

「強化指針 1. 風評の源を取り除く」

根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。

「強化指針 2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」

総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。

「強化指針 3. 風評被害を受けた産業を支援する」

風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地産品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

引き続き、現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、官民一体となって風評対策を強力に推進する。

強化指針 1 風評の源を取り除く

被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の支援や放

射線モニタリング体制の整備等により、放射線量等を確実に把握・公表する。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

(1) 食品中の放射性物質の基準値の設定

(主な取組)

- a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定（平成 23 年 3 月 17 日～）【厚生労働省】
- b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定（平成 24 年 4 月 1 日～）【厚生労働省】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 食品衛生法の 基準値	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern	コーデックス CODEX/STAN 1939-1995
飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳幼児用食品 400 一般食品 1,250	飲料水 1,200 牛乳 1,200 乳幼児用食品 1,200 一般食品 1,200	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000
・介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般食品では、50%が基準値相当汚染されていると仮定	・介入レベルを一般食品で年間 1mSv と設定し、全食品の 10%が規制値相当汚染されていると仮定	・預託実効線量 5 mSv を採用し、食事摂取量の 30%が汚染されていると仮定	・介入レベルを年間 1mSv と設定し、全食品の 10%が汚染地域由来と仮定

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

(2) 被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施

(主な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

- a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援

①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】

②福島県による米の全袋検査体制整備

【内閣府原子力被災者生活支援チーム、農林水産省】

(基金の造成により、農協等に約 200 台の検査機器を配備。福島県では、県全体で全袋検査。(25 年産米については、平成 26 年 5 月 31 日時点で約 1,097 万袋。99.9997%が基準値以内。))

※基準値を超えたものについては廃棄等を行い、市場に流通させず。

③水産物の検査体制の整備【農林水産省】

(原発事故以降、これまで 52,588 検体の検査を実施。(平成 26 年 5 月 31 日現在)福島県においては、平成 26 年 4-5 月期で 1,863 検体の検査を実施。98.1%が基準値以内。)

※基準値を超えたものについては回収・廃棄等を行い、市場に流通させず。

④地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

(平成 26 年 3 月までに全国で合計 270 台以上導入。)

⑤地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】

(平成 26 年 3 月までに全国で 386 台配分)

(平成 26 年 3 月までに研修会を全国で 26 回開催し、延べ約 1,900 名が参加。)

⑥地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査

【厚生労働省】【農林水産省】

(平成 26 年 3 月までに全国で 3 万 7 千件以上の検査受け入れ)

⑦地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる基金への財政支援【消費者庁】

⑧学校給食の放射性物質検査

【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】

・学校給食食材の事前検査機器整備補助等

(東日本 16 都県に対して約 85 台補助済み)

(基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に 200 台以上整備)

- ・学校給食一食全体の事後検査

(平成 24 年度：43 都道府県で実施)

(平成 25 年度：10 県で実施)

(平成 26 年度：10 県で実施) (26 年 6 月 1 日現在)

- b. 原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の策定に関する基本的事項を定め、17 都県¹を中心とした食品中の放射性物質検査を推進【厚生労働省】

(平成 23 年 3 月 18 日～24 年 3 月 31 日 137,037 件)

(99.12%が暫定規制値以内)

(平成 24 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日 614,135 件)

(99.45%が基準値以内)

※基準値を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準値超過の地域の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施

- c. 流通段階の食品の買上調査等の実施【厚生労働省】

(平成 26 年 3 月までに全国で 5,200 件以上の買上調査を実施)

等

【工業製品等の放射線検査整備】

- a. 工業製品等の放射線量測定を行う企業等への指導・助言を実施【経済産業省】

(福島県内を中心に約 480 件の測定を実施 (平成 25 年度))

等

2. 環境中の放射線量の把握と公表

(主な取組)

- a. 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題を踏まえ、海洋モニタリングを継続するとともに、関係機関が実施している海洋モニタリング結果も一元的にとりまとめ公表。また、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外

¹ 17 都県 (福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

公館等を通じた国際社会への情報発信を実施。さらに、IAEAの海洋モニタリングの専門家が来日し、東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水モニタリングや分析機関を視察し、関係省庁と意見交換。

【原子力規制庁】

- b. 福島県内を中心に、環境放射線測定体制を構築。引き続き、測定体制の維持・管理、環境中の放射線量の着実な測定・公表を継続。【原子力規制庁】

(福島県内の設置台数)

－リアルタイム線量測定システム	2,700台
－可搬型モニタリングポスト	545台
－固定型モニタリングポスト	12台

- c. 避難指示区域等の見直しに伴い、今後帰還が本格化する地域におけるモニタリング体制を整備し、環境中の放射線量の着実な測定・公表を開始。【原子力規制庁】

(避難指示区域等への放射線測定システム等の設置台数)

－リアルタイム線量測定システム	336台
－可搬型モニタリングポスト	33台

等

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報の伝え方について、住民目線での点検・改善を行い、正確で分かりやすい情報提供とこうした情報をもとにした消費者・国民とのコミュニケーションを強化する。

(主な取組)

- a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係省庁のホームページ等で公表【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

(厚生労働省ホームページ等で日本語及び英語での情報発信)

- b. インターネットを活用した基準値の周知徹底、公共施設や店頭等における消費者への広報活動実施等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】
(ポスター各2万枚、リーフレット各92万部を全国で配布。また、消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を全国で122,586部配布。(平成26年3月末現在。))
(「食品と放射能Q&A」の英語での情報発信を予定。)
(分かりやすさの観点から必要に応じHPを見直し予定)

- c. 食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等における意見交換会等を開催

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】
(関係省庁の共催により、25年度中に全国8カ所で意見交換会を開催。(平成23年度からの累計36回開催) ※全8回における参加者の理解度平均：78% (参加者アンケート結果。))
(地方自治体、消費者団体等と連携した意見交換会等を115回開催。(平成23年度からの累計351回開催))
(その他、食品製造・流通業者の依頼等により、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場における放射性物質の吸収抑制対策等に関する情報提供を実施。)
(定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。)

- d. 福島県立医科大学における人材育成・リスクコミュニケーション拠点の強化(「災害こころの医学講座」、「健康リスクコミュニケーション学講座」等の開設【環境省】)

- e. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等リスクコミュニケーションの推進者の養成促進

【環境省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省】

- f. 保健所・保育所・幼稚園等、地域におけるミニ集会の開催等をはじめとした正確な情報発信の促進【消費者庁】

(平成25年度中に全国で約3,400人のコミュニケーターを養成。
平成26年度は各人が地域において正確な情報発信ができるよう、各種の支援を行っていく予定。)

(定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。)

g. 学校における放射線に関する教育の支援【文部科学省】

h. 政府広報等による放射線に関する正確な情報発信

【内閣府、復興庁、環境省、関係省庁】

(風評被害の払拭に関する新聞広告(平成25年9月23日~29日全70紙)を実施。)

(食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載したほか、インターネット広告等を実施。)

(関係省庁と50名以上の専門家で作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」(冊子)をホームページに掲載。自治体から依頼に応じて追加配布中(平成26年6月末で約2万部配布予定。))

i. 国内外の報道機関等に対する水産物の安全性についての説明会・現地見学会の実施【農林水産省】

(国内外の報道機関等を対象とした説明会(平成25年11月13日)や現地見学会・意見交換会(平成25年12月10日)を実施。)

j. 水産物の放射性物質検査についての情報発信

【農林水産省】

(3年間の水産物のモニタリング検査等の取組を総括し、「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめ、平成26年5月30日に公表。英語版も公表しており、国内外の消費者、外国へのリスクコミュニケーションに活用。)

等

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR・販路拡大等の支援、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等の支援並びに風評に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地

域事業者等を積極的に広報するとともに、被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続する。

また、東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援する。

1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

(主な取組)

- a. 福島県における産地と連携しつつ出荷時期に合わせた福島県産農産物等の戦略的かつ効果的なPR(メディアを活用した広報、全国キャラバン等)を支援【農林水産省】

・テレビCM等の実施前後の比較

＜福島県産を購入したくない層(首都圏)＞

27.4%(平成25年5月)→17.6%(平成25年6月)

＜福島県産の購入意欲のある層(阪神圏)＞

75.9%(CM認知者) 54.4%(CM非認知者)

・テレビCM好感度ランキング(首都圏)

公共・企業イメージカテゴリー 第3位

- b. 被災地等で生産・加工された農林水産物等の消費拡大を促すためのマスメディア等を活用したPRの実施や、民間事業者等の被災地応援フェア等の開催及び社内食堂における被災地食材の利用等の働きかけを強化する等、官民の連携による被災地産品の消費拡大の取組を推進(「食べて応援しよう!」キャンペーン等)

【農林水産省、経済産業省、全府省庁】

(「食べて応援しよう!」キャンペーンの推進:被災地産食品販売フェア等の取組数:920件(平成26年5月現在))

(各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省独自の取組として福島県の畜産品を使用したメニューも提供(平成26年3月))

(食品産業関係団体、国公立大学・私立大学、都道府県・都道府県議会等、合計1,167団体・機関宛てに、被災地産食品の活用促進を要請。(平成25年6月))

(日本経済団体連合会及び日本商工会議所宛てに、農林水産省・経済産業省の連名で、被災地産品の消費拡大を要請。(平成25年6月))

(流通業界10団体宛てに、経済産業副大臣名で、特産品フェア等

を通じた被災地産品の販売促進を要請。(平成25年9月))
(産業界に対して、社内マルシェ等による福島県産品の取扱い拡大等を要請。(平成25年10月))

c. 福島県産品や観光の風評被害の払拭を図るための「福島産業復興フェア」の開催、及び産業界に対する同様の取組の推進【経済産業省】

(経済産業省内で、「福島産業復興フェア」として、福島県産品の販売・観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信。(平成25年10月))

(農林水産省、厚生労働省とともに「三省復興支援 食べて応援」として、試験操業で漁獲された水産物(タコ等)等を地下食堂で提供。(平成25年11月))

[再掲] (各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省独自の取組として福島県の畜産品を使用したメニューも提供(平成26年3月))

d. 国際会議・展示会等を活用した福島県産品等のPRの実施【経済産業省】

(以下の国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。)

- ・ASEANフェア2013(平成25年12月)
- ・外務省 在京大使との復興支援意見交換会(平成26年2月)
- ・スーパーマーケットトレードショー2014(平成26年2月)

e. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施

【経済産業省、農林水産省、外務省】

(被災者の住宅再建に向けた相談会を福島県内4箇所を実施。(平成26年3月))

(工業品等の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発)を支援)

－商談件数：約540件(累計)

－商談成約金額：約9億円(累計)

(インドネシア、チェンジア等10か国に対し、被災地の工業用品等を供与(平成25年度交換公文締結実績30億円))

f. 被災地における新たな農業システムの構築のため、先端

技術を活用した農業の実証支援等を実施

【経済産業省、農林水産省】

(トルコギキョウの水耕栽培による周年安定生産技術や放射性物質モニタリング技術等を活用した野菜苗の高付加価値生産技術の実証など、5分野9課題の大規模実証研究を本格的に実施。

(平成25年度))

(先端的な技術を導入して、高付加価値で収益性の高い植物工場ビジネスモデルを実証する事業等に対して支援。また、アグリビジネス創出フェア等の農業関連イベント等において、本事業の取組をPR。(平成25年度))

g. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進

【農林水産省、経済産業省、防衛省、全府省庁】

(「食べて応援しよう！」キャンペーンの一環として、平成23年3月から全府省庁の食堂・売店(出先機関を含む)で被災地産品を利用・販売。)

(品目別では、米7,160トンを利用・販売の他、青果物等多くの食品を利用・販売。(25年3月末時点))

[再掲] (各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省独自の取組として福島県の畜産品を使用したメニューも提供(平成26年3月))

(経済産業省において、省内コンビニエンスストアにおいて被災地産品の取扱いを開始。(平成25年10月))

(防衛省において、被災地で製造されたレトルト品の調達。(約109万食(平成25年度)))

h. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置【復興庁】

(地域団体商標登録については、4事業者が更新登録し、1事業者が出願準備中(平成25年度)。)

i. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国への働きかけの継続等【外務省】

(平成26年6月現在、13か国(カタール、メキシコ、ニュージーランド、コンゴ、ミャンマー、セルビア、チリ、パル、ギニア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、豪

州) が規制を撤廃し、EU、シンガポール等が規制を緩和。))

- j. 被災地自治体による在外公館での物産展等の開催、在京
外交団への特産品等PRの場を提供【外務省】

(在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映、東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業等を計53件実施(平成25年度)。)

等

2. 国内外からの被災地への誘客促進等

(主な取組)

- a. 福島県の早期の復興を促進するため、国、福島県及び県内観光関係者が連携して観光戦略を検討する「福島県観光戦略会議」の創設や、同県が実施する韓国へのプロモーション、国際定期路線の運休が続く福島空港の再生に向けた取組及び修学旅行等の教育旅行におけるモデルコースのモニターツアー等、風評被害対策及び震災復興に資する事業を支援【国土交通省】

(補助金交付決定(平成25年9月18日、12月20日))。

(県外の学校機関21,986校(小学校、中学校、高校、大学)に対しアンケートを実施(5,857校から回答有り)。また、モデルコースを20コース造成し学校機関に提示(平成25年度)。)

(参考:福島県の修学旅行等の現状 震災前:約70万人泊→平成24年(震災後):約24万人泊)

- b. 東北太平洋沿岸エリアにおいて、三陸鉄道など再開した観光関係施設についての情報発信や、震災語り部ツアーをはじめとしたツアーの企画・造成等への支援を実施(メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等)【国土交通省】

- c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、海外プレス等へのPR事業の実施【外務省】

(13名の外国報道関係者を招聘し、被災地を視察・取材(平成25年度)。)

- d. 福島復興再生特別措置法に基づく観光地等の地域団体商標登録、通訳案内士の特例措置【復興庁】
(福島特例通訳案内士資格研修会に77名が受講、44名が合格(平成25年度)。)
- e. 東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核とした公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等の実施【環境省】
- f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給【外務省】
- g. 「東北・北関東への訪問運動」の展開【国土交通省】
(官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の49事業、民間等68団体の取組が掲載(平成26年5月16日現在)。)
- h. [再掲] 被災地自治体による在外公館での観光誘致PR、在京外交団への地域の魅力発信の場を提供【外務省】
(在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映、東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業等を計53件実施(平成25年度)。)
- i. 観光立国実現に向けたアクション・プログラム及び日本復興戦略に掲げられた訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指したビジット・ジャパン事業の新たなスタートとして、「クールジャパン」「インベストジャパン」等と一体となった日本ブランドの発信に強力に取り組む。
【国土交通省】
(海外メディア招請28人(韓国10人(平成25年10月9日~13日)、香港14人(平成25年10月6日~10日)、中国4人(平成25年8月2日~7日))。海外旅行会社招請4人(韓国4人(平成25年10月9日~13日))。)

等